

契約管財課長の仕事宣言！

契約管財課長 三橋 和之

1 基本姿勢

【未利用地対策】

平成22年度に、未利用地の売却処分の方針を決定し、所管課（まちづくり推進課・建設課）とともに売却を進めてきたが、形状や地積など単独利用が困難な土地もあり、思うように売却処分が進展しない状況であることから、売却候補地を整理するとともに、売却できない土地の管理・保全方法などについて、再度検証を行います。

【契約事務の適正化】

契約管財課及び発注担当課における契約データの二重管理を解消するため、また、各課の手続きミスを未然に防止し、転記作業の解消等により一定の事務処理量の削減を図るため、平成27年度より「契約管理システム」を導入いたしました。

今後も、研修会を開催するなど、適正な契約事務の推進を図ってまいります。

2 重点事業の概要

【未利用地対策】

（未利用地の対策の再検討）

平成23年度より、20筆の未利用地について売却を図ってきましたが、平成26年度現在、12筆については売却が進展していないため、再度検証を行い、「売却」「利活用」「保全」等について整理・対応します。

【契約事務の適正化】

（契約事務の適正化推進）

- ① 契約事務に携わる職員を対象とした研修会等を実施し、適正な契約事務の推進を図ってまいります。
- ② 事業課を対象とした研修会を実施し、適正化の推進を図るとともに、新たな課題等把握し、整理していきます。

3 重点事業の取組み

〔 施策・事業名 〕

未利用地対策の再検討

〔 現状と課題 〕

未利用地につきましては、新たな売却地の選定を行い、引き続き売却を推進いたしますが、形状や地積など単独利用が困難な土地が多いため、関係課と再度検討していきたいと考えております。

〔 目標値 〕

「売却」「利活用」「保全」等について再度整理します。

〔 スケジュール 〕

第 1 四半期	—
第 2 四半期	未利用地対策の再検討
第 3 四半期	未利用地対策の再検討
第 4 四半期	「売却」「利活用」「保全」の推進

〔 施策・事業名 〕

契約事務の適正化を図っていきます。

〔 現状と課題 〕

関係法令や契約事務規則、契約事務マニュアルの周知徹底を図り、契約事務適正化を進めてまいります。

〔 目標値 〕

〔 スケジュール 〕

第 1 四半期	—
第 2 四半期	研修資料の内容、資料検討・作成
第 3 四半期	研修会の開催
第 4 四半期	研修会の開催

お問い合わせ

契約管財課 (TEL 0942-85-3546 / E-Mail keiyaku@city.tosu.lg.jp)